

# IIJ IoT 契約約款

令和7年4月1日現在

株式会社インターネットイニシアティブ

## IIJ IoT 契約約款

一般規程.....	6
第1章 総則.....	6
第1条（約款の適用）.....	6
第2条（約款の変更）.....	6
第3条（用語の定義）.....	6
第4条（約款の構成）.....	7
第5条（ID 及びパスワード）.....	7
第6条（サービスの提供区域）.....	7
第7条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）.....	7
第8条（契約者）.....	7
第9条（契約の単位）.....	7
第10条（権利義務の譲渡制限）.....	8
第11条（本約款の優先）.....	8
第2章 申込及び承諾等.....	8
第12条（利用の申込）.....	8
第13条（申込の承諾等）.....	8
第14条（申込の拒絶）.....	8
第3章 契約事項の変更.....	9
第15条（サービス内容の変更）.....	9
第16条（契約者の名称の変更等）.....	9
第17条（法人の契約上の地位の承継）.....	9
第18条（個人の契約上の地位の引継）.....	9
第4章 契約者の義務.....	9
第19条（契約者の義務）.....	9
第20条（禁止事項）.....	9
第21条（契約者の義務違反）.....	10
第5章 品質保証、責任の限定等.....	10
第22条（サービスの品質保証又は保証の限定）.....	10
第23条（当社の免責）.....	10
第6章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止.....	10

第 24 条 (利用の制限)	10
第 25 条 (利用の中止)	10
第 26 条 (利用の停止等)	10
第 27 条 (サービスの廃止)	11
第 7 章 契約の解除	11
第 28 条 (当社の解除)	11
第 29 条 (契約者の解除)	11
第 8 章 料金等	12
第 30 条 (契約者の支払義務)	12
第 31 条 (料金調定)	12
第 32 条 (品質保証違背時の減額)	12
第 33 条 (料金の支払方法)	12
第 34 条 (割増金)	12
第 35 条 (遅延損害金)	12
第 36 条 (割増金等の支払方法)	13
第 37 条 (消費税)	13
第 9 章 契約者情報	13
第 38 条 (通信の秘密)	13
第 39 条 (営業秘密等)	13
第 40 条 (個人情報保護)	14
第 41 条 (設定情報の開示)	14
第 10 章 雑則	14
第 42 条 (電磁的方法による意思表示)	14
第 43 条 (業務委託)	15
第 44 条 (サービス利用に必要な役務等)	15
第 45 条 (技術的事項)	15
第 46 条 (サイバー攻撃への対処)	15
第 48 条 (カスタマーハラスメント)	16
附則	17
個別規程 IIJ IoT サービス	18

第1条（定義） .....	18
第2条（最低利用期間） .....	18
第3条（オプション） .....	18
第4条（解除の効力が生ずる日） .....	18
第5条（料金） .....	19
第6条（保証の限定） .....	19
附則.....	19
個別規程 モバイルアクセス.....	20
第1条（定義） .....	20
第2条（品目） .....	20
第3条（最低利用期間） .....	20
第4条（契約の単位） .....	20
第5条（IPアドレスの特定） .....	20
第6条（利用資格） .....	20
第7条（利用条件） .....	20
第8条（契約内容の変更） .....	21
第9条（SIMカードの管理） .....	21
第10条（故障が生じた場合又は亡失した場合の措置） .....	21
第11条（サービスの廃止） .....	21
第12条（解除の効力が生ずる日） .....	21
第13条（料金） .....	22
第14条（サービスの品質保証又は保証の限定） .....	22
第15条（機能の制限） .....	22
附則.....	22
個別規程 データストレージ.....	23
第1条（定義） .....	23
第2条（最低利用期間） .....	23
第3条（利用資格） .....	23
第4条（解除の効力が生ずる日） .....	23

第 5 条 (料金)	23
第 6 条 (保証の限定)	23
附則	23
個別規程 プライベートコネクタ	24
第 1 条 (定義)	24
第 2 条 (最低利用期間)	24
第 3 条 (利用資格)	24
第 4 条 (利用条件)	24
第 5 条 (解除の効力が生ずる日)	24
第 6 条 (料金)	24
第 7 条 (保証の限定)	24
附則	25
個別規程 プライベートモバイルゲートウェイ	26
第 1 条 (定義)	26
第 2 条 (最低利用期間)	26
第 3 条 (利用資格)	26
第 4 条 (利用条件)	26
第 5 条 (解除の効力が生ずる日)	26
第 6 条 (料金)	26
第 7 条 (保証の限定)	27
附則	27
個別規程 WISE-PaaS コネクタ	28
第 1 条 (定義)	28
第 2 条 (最低利用期間)	28
第 2 条 (利用資格)	28
第 4 条 (利用条件)	28
第 5 条 (解除の効力が生ずる日)	28
第 6 条 (料金)	28
第 7 条 (保証の限定)	29

附則.....	29
個別規程 VPN ゲートウェイ.....	30
第 1 条（定義）.....	30
第 2 条（最低利用期間）.....	30
第 3 条（利用資格）.....	30
第 4 条（利用条件）.....	30
第 5 条（解除の効力が生ずる日）.....	30
第 6 条（料金）.....	30
第 7 条（保証の限定）.....	30
附則.....	31

# 一般規程

令和7年4月1日現在

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社は、IIJ IoT 契約約款を定め、これにより IIJ IoT を提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後の IIJ IoT の提供条件は、変更後の約款によります。

2 この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IPv4 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 4(IPv4)として定められている 32bit のアドレス
IPv6 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 6(IPv6)として定められている 128bit のアドレス
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称
IIJ IoT	この約款に基づいて当社が提供するサービスの総称
IIJ IoT 契約	一の種類 IIJ IoT の利用に関し、当社と契約者とが締結する契約
契約者	IIJ IoT 契約の契約者
課金開始日	IIJ IoT の利用に係る料金(初期費用、一時費用を除く。)の起算日として当社が指定する日
解約日	IIJ IoT 契約の解約の効力が生ずる日
ID	IIJ IoT の利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列
パスワード	IIJ IoT の利用に関し契約者を識別するために当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列
アカウント	契約者が利用者を指定する IIJ IoT において、当社が利用者ごとに契約者に付与する ID 及びパスワードの総称
SIM カード	当社が提供する「モバイルアクセス」を利用した通信を行うために必要なものであって契約者情報を記憶させることができる IC カード

WISE-PaaS	Advantech Co., Ltd. (以下、本約款において「Advantech」とします。) が提供する WISE-PaaS 産業用 IoT クラウドプラットフォームのうち当社が指定する種別のもの総称
-----------	--

#### 第4条 (約款の構成)

この約款は一般規程及び IIJ IoT の種類毎に定める個別規程によって構成されます。一般規程は IIJ IoT 全体について、個別規程は IIJ IoT の種類毎に適用されます。一般規程の内容と個別規程の内容に差異がある場合には、個別規程が優先して適用されます。

#### 第5条 (ID 及びパスワード)

契約者は、アカウントの管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が IIJ IoT 契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、アカウントの提示を求めることがあります。

3 契約者は、アカウントを、合理的理由無く第三者に利用させないものとします。なお、アカウントを利用した主体の如何にかかわらず、アカウントを用いて行われた行為は全て契約者によって行われたものとして取り扱われるものとします。

4 契約者は、アカウントが窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、アカウントの窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、ID を変更できないものとします。

#### 第6条 (サービスの提供区域)

IIJ IoT の提供区域は日本国内において IIJ IoT の種類毎に異なるものとし、地域によってはサービスの提供ができない場合があります。

2 IIJ IoT は、日本国外から利用できる場合がありますが、当社は、当該利用できることが当該国において合法又は適切であることを保証しません。また、当社は、事情の変更により、日本国外からの利用ができない措置をとる場合があります。

#### 第7条 (準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

本約款は日本法に準拠するものとし、当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第8条 (契約者)

一般消費者は、この約款に基づく IIJ IoT を利用することはできません。

#### 第9条 (契約の単位)

当社は、個別規程で定める契約単位毎に一の IIJ IoT 契約を締結するものとします。

2 当社は、同一の契約者に係る複数の IIJ IoT 契約について、当社が定める一の管理単位毎に管理します。



## 第 10 条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、IIJ IoT 契約上の権利義務を譲渡することはできません。

## 第 11 条（本約款の優先）

IIJ IoT 契約は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

## 第 2 章 申込及び承諾等

### 第 12 条（利用の申込）

IIJ IoT の利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うものとします。

2 契約者が行う IIJ IoT の利用の申込においては、以下の条件が適用されます。

- (1) 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアドレスは除外されるほか、当社が定める範囲のものとし、当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
- (2) 当社は前号に定めるもののほか、契約者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その場合には、契約者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

### 第 13 条（申込の承諾等）

当社は、IIJ IoT の利用の申込があった時は、次条（申込の拒絶）に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 申込に係る IIJ IoT の提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

### 第 14 条（申込の拒絶）

当社は、IIJ IoT の申込者が次の各号に該当する場合には、IIJ IoT の利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) IIJ IoT 利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
- (2) 申込に係る IIJ IoT の提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (3) IIJ IoT の申込者が、当該申込に係る IIJ IoT 契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (4) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していた IIJ IoT 契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (5) IIJ IoT の利用の申込の際に虚偽の事実を通知したとき
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で IIJ IoT を利用するおそれがあるとき
- (7) その他当社が不適切と認めたとき

2 当社が前項の規定により、IIJ IoT の利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。

3 当社は、同一の契約者が同時に利用することができる IIJ IoT の個数の上限又は同一の契約者が同時に利用することができる IIJ IoT の料金の上限を定めることができますものとしします。この場合において、当該上限を超える IIJ IoT の利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとしします。

### 第3章 契約事項の変更

#### 第15条（サービス内容の変更）

契約者は、個別規程に定めがある場合には、IIJ IoT 契約の内容の変更を請求することができるものとしします。  
2 前条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとしします。

#### 第16条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとしします。

#### 第17条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとしします。

#### 第18条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係る IIJ IoT 契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係る IIJ IoT の提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとしします。

2 第14条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「IIJ IoT の利用の申込」とあるのは「IIJ IoT の利用の申出」それぞれ読み替えるものとしします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第19条（契約者の義務）

契約者は、一般規程及び個別規程に定められた契約者の義務を遵守するものとしします。

#### 第20条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとしします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において IIJ IoT を利用すること
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で IIJ IoT を利用すること
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において IIJ IoT を利用すること

## 第 21 条（契約者の義務違反）

契約者が、第 19 条（契約者の義務）又は前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が IIJ IoT の利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

## 第 5 章 品質保証、責任の限定等

### 第 22 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

IIJ IoT における品質保証又は保証の限定に関しては、個別規程において定めるものとします。

### 第 23 条（当社の免責）

当社は、前条（サービスの品質保証又は保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本契約約款において明示的に規定された場合を除き、契約者が IIJ IoT の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

## 第 6 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

### 第 24 条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、IIJ IoT の利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

### 第 25 条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJ IoT の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、IIJ IoT の提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### 第 26 条（利用の停止等）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、IIJ IoT の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) IIJ IoT 契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 第 19 条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
- (3) 第 20 条（禁止事項）の規定に違反したとき

(4) IIJ IoTに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてIIJ IoTが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき

2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第27条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、IIJ IoTの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりIIJ IoTの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

3 第1項及び前項にかかわらず、IIJ IoTの内容に他の電気通信事業者等が提供する役務等が含まれる場合には、当該他の電気通信事業者等によって当該役務等の提供が廃止されることに伴い、IIJ IoTの全部又は一部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。

4 本条の規定は、個別規程において別の定めをすることができるものとします。

### 第7章 契約の解除

#### 第28条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJ IoT契約を解除することがあります。

(1) 第26条（利用の停止等）第1項の規定によりIIJ IoTの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から2ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第26条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定によりIIJ IoT契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

#### 第29条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、各IIJ IoT契約毎に当社所定の解約申込書で通知をすることにより、IIJ IoT契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとします。

2 第24条（利用の制限）又は第25条（利用の中止）第1項の事由が生じたことによりIIJ IoTを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係るIIJ IoT契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第27条（サービスの廃止）の規定により、IIJ IoTの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたIIJ IoTに係るIIJ IoT契約が解除されたものとします。

## 第8章 料金等

### 第30条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、IIJ IoTの利用に関し、IIJ IoTの申込過程において電磁的方法により契約者に示される料金を支払うものとします。

2 一般規程及び個別規程で定める場合を除き、IIJ IoTの利用に伴って継続的に課金される料金について、以下の場合にあっては当社が定める日割計算式を適用して算定するものとします。

- (1) 課金開始日が暦月の初日以外の日である場合
- (2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合
- (3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合

3 第26条（利用の停止等）の規定により、IIJ IoTの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係るIIJ IoTの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

4 当社は、第1項に基づき契約者に示された料金を変更する場合があります。この場合において、当社は、当社の定める方法により、事前に契約者に通知するものとします。

### 第31条（料金調定）

IIJ IoT契約について、最低利用期間内における解除、契約内容の変更その他個別規程で定める事由が発生した場合には、契約者は、個別規程に定めるところにより、調定金を支払うものとします。

### 第32条（品質保証違背時の減額）

IIJ IoTについて第22条（サービスの品質保証又は保証の限定）の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、IIJ IoTの種類毎に定める額を料金から減額するものとします。

### 第33条（料金の支払方法）

契約者は、IIJ IoTの料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第34条（割増金）

IIJ IoTの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

### 第35条（遅延損害金）

契約者は、IIJ IoTの料金その他IIJ IoT契約上の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1) 未払の期間が30日以内のときにあっては、未払債務の100分の2の額
- (2) 未払の期間が30日を超えるときにあっては、未払債務の100分の2の額に31日目から30日までご

とに(端数は切り捨てます)1000分の15の額を加えた額

#### 第36条(割増金等の支払方法)

第33条(料金の支払方法)の規定は、第34条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

#### 第37条(消費税)

契約者が当社に対し IIJ IoT に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第9章 契約者情報

#### 第38条(通信の秘密)

当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2 前項のもとに、当社は、契約者の同意がある場合、第43条(業務委託)に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め(当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。)に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用(当社の電気通信設備及び契約者を含む当社のサービス利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者を含む当社のサービス利用者に情報提供すること又は公開することを含む。)、又は第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

4 当社は、第1項の規定にかかわらず、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上に関わる目的のため、契約者が本サービスを利用している事実及びその態様について、当社の子会社と情報を共有することができます。

#### 第39条(営業秘密等)

当社は、IIJ IoT の提供に関し知り得た契約者の営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。)について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 前条(通信の秘密)第2項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

3 契約者は、IIJ IoT の利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

#### 第 40 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、IIJ IoT の提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) IIJ IoT の提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
- (2) IIJ IoT の維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社の商品、サービスに関する情報（IIJ IoT に限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社の Web ページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。
- (4) 前各号に付随する業務を行うこと。
- (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、IIJ IoT の提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

5 契約者は IIJ IoT 契約を有効に締結したことにより、<https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/BRM003.pdf> に表示された Data Processing Addendum（データ保護契約）にも同意したこととなり、データ保護契約は効力を生じます。そのデータ保護契約は、当社のサービスに係る約款・規約を表示したウェブサイトに掲載されています。

#### 第 41 条（設定情報の開示）

当社は IIJ IoT 提供のために必要な場合には、異なる契約者間で相互接続されている各種類に係る一方の契約者の通信環境の設定情報を、他方の契約者に開示することができるものとします。

### 第 10 章 雑則

#### 第 42 条（電磁的方法による意思表示）

当社及び契約者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

2 前項に基づき契約者が行う IIJ IoT の利用の申込（IIJ IoT 契約の内容の変更の請求を含みます。）においては、以下の条件が適用されます。

- (1) 当社は、第 14 条（申込の拒絶）第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の所在、構成、属性等に係る情報の提供又は公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該情報の提供又は書類の提出が行われない間は、当社は、同項に基づき申込の承諾を留保又は拒絶できるものとします。
- (2) 当社が前号の規定により、IIJ IoT 契約の利用の申込を拒絶したときは、当社は、第 14 条（申込の拒

絶) 第2項の規定にかかわらず、申込者に対し、電子メールをもってその旨を通知するものとします。

- (3) 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアドレスは除外されるほか、当社が定める範囲のものとし）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
- (4) 当社は前号に定めるもののほか、契約者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その場合には、契約者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

#### 第43条（業務委託）

当社は、IIJ IoTの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第44条（サービス利用に必要な役務等）

IIJ IoTを利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規程において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

#### 第45条（技術的事項）

IIJ IoTにおける基本的な技術事項は、個別規程において定めるものとします。

#### 第46条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃（以下「設備攻撃」といいます。）又は、設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録により、設備攻撃に先立って行われる当該探査を目的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者が当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」（以下本条において「認定協会」といいます。）に委託すること。
- (2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供する



こと。

- (3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (4) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、IIJ IoT の契約期間中いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。
- (5) サイバー攻撃の適切な予防措置及び事後対処に活用することを目的として、それらに関連する契約者の通信記録に係る情報分析基盤を構築及び運用すること。

#### 第 48 条（カスタマーハラスメント）

IIJ IoT の利用にあたり、契約者が、当社（当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。）に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）、当社は IIJ IoT の履行その他利用者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、契約者が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

- (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (4) 威迫、脅迫、威嚇行為
- (5) SNS やインターネット上での誹謗中傷
- (6) 侮辱、人格を否定する発言、性的嫌がらせ、プライバシー侵害行為
- (7) 傷害、暴行、恐喝、強要またはそれらの未遂
- (8) 信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
- (9) 不法侵入、不退去
- (10) 前各号に類する行為

2 契約者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害（慰謝料を含みます。）を賠償するものとします。

3 第 1 項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して一切責任を負わないものとします。

4 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者との IIJ IoT に係る契約を何ら負担なく解除することができるものとします。

5 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

## 附則

平成 28 年 11 月 30 日施行

この契約約款は、平成 28 年 11 月 30 日から実施します。

平成 29 年 10 月 2 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和 2 年 9 月 23 日変更

この契約約款は、令和 2 年 9 月 23 日から実施します。

令和 3 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。

令和 5 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 7 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

## 個別規程 IIJ IoT サービス

令和2年9月23日現在

### 第1条（定義）

「IIJ IoT サービス」とは、IIJ IoT を統合的に管理する機能等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

### 第2条（最低利用期間）

「IIJ IoT サービス」に係る IIJ IoT 契約(以下「IIJ IoT サービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

### 第3条（オプション）

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ IoT サービスには、次のオプションサービスがあります。

#### (1) WISE-PaaS 接続オプション

WISE-PaaS への閉域型のモバイル通信を可能する機能を提供するもの

3 「WISE-PaaS 接続オプション」を利用するには、次の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

(1) 「モバイルアクセス」又は当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ モバイルサービス/タイプ I」(ネットワークタイプを閉域接続とするものに限り)の契約者であること

(2) WISE-PaaS の利用者であること

4 契約者は、「WISE-PaaS 接続オプション」を利用するにあたり、「WISE-PaaS 接続オプション」の利用に必要な WISE-PaaS の情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

5 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、「WISE-PaaS 接続オプション」を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

6 WISE-PaaS に関する質問その他のサポートは、契約者と Advantech との間で直接行われるものであり、当社が当該サポートを行うことはできません。

7 「WISE-PaaS 接続オプション」の利用における最低利用期間はありません。

8 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

### 第4条（解除の効力が生ずる日）

IIJ IoT サービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

#### 第5条（料金）

契約者が、「IIJ IoT サービス」の利用に関して支払うべき料金の額は、当社が契約者に別途示す金額又は「IIJ IoT サービス」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「IIJ IoT サービス」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第6条（保証の限定）

「IIJ IoT サービス」は、常に可用であることを保証するものではありません。

#### 附則

平成28年11月30日施行

この契約約款は、平成28年11月30日から実施します。

令和2年9月23日変更

この契約約款は、令和2年9月23日から実施します。

## 個別規程 モバイルアクセス

平成 29 年 10 月 2 日現在

### 第 1 条 (定義)

「モバイルアクセス」とは、当社が貸与する SIM カードを利用した IIJ IoT サービスへの閉域接続機能を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

### 第 2 条 (品目)

「モバイルアクセス」には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
TypeD	株式会社 NTT ドコモ (以下、本約款において「ドコモ」とします。) が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用した「モバイルアクセス」

### 第 3 条 (最低利用期間)

「モバイルアクセス」に係る IIJ IoT 契約(以下「モバイルアクセス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

### 第 4 条 (契約の単位)

当社は、「モバイルアクセス」の場合にあつては、一の品目毎に一のモバイルアクセス契約を締結します。

### 第 5 条 (IP アドレスの特定)

「モバイルアクセス」において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者がモバイルアクセス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して「モバイルアクセス」を利用することはできません。

### 第 6 条 (利用資格)

「モバイルアクセス」を利用するには、当社が提供する「IIJ IoT サービス」の契約者である必要があります。

### 第 7 条 (利用条件)

「モバイルアクセス」の移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末

## 設備

### 第8条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 回線数（回線数に比例するSIMカード数。当社が定める上限があるものとします。）
- (2) 前号のほか、当社が指定する事項

### 第9条（SIMカードの管理）

契約者は、SIMカードについて次の事項を遵守するものとします。

- (1) SIMカードを当社が指定した閉域接続の用途のみに利用すること
- (2) SIMカードを日本国外に持ち出さないこと
- (3) SIMカードを譲渡又は担保に供さないこと
- (4) SIMカードを当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) SIMカードの設定を引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) SIMカードを分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (7) SIMカードに添付され又はSIMカードの一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）  
に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他  
第三者に使用させないこと
- (8) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他SIMカードのソフトウェアに関する著作権そ  
の他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
- (9) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 「モバイルアクセス」が事由の如何を問わず終了した場合、その他SIMカードを利用しなくなった場合には、契約者は、当該契約の終了日から30日以内にSIMカードを当社に返還するものとします。

### 第10条（故障が生じた場合又は亡失した場合の措置）

SIMカードに故障が生じた場合又はSIMカードを亡失した場合、契約者は、別途当社が定める手続きを行うものとします。

2 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 亡失品についても、契約者は、前条（SIMカードの管理）第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

### 第11条（サービスの廃止）

当社は、ドコモが「モバイルアクセス」に対応するサービスの提供を終了した場合、当該サービスに該当する「モバイルアクセス」を廃止します。

### 第12条（解除の効力が生ずる日）

モバイルアクセス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着し

た日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 モバイルアクセス契約に係る IIJ IoT サービス契約が解除された場合には、当該モバイルアクセス契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

### 第 13 条（料金）

契約者が、「モバイルアクセス」の利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、当社が契約者に別途示す金額又は「モバイルアクセス」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「モバイルアクセス」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 故障が生じた SIM カード又は亡失した SIM カードについても、第 10 条（故障が生じた場合又は亡失した場合の措置）第 1 項に定める手続きが行われるまでの間は、当該 SIM カードに係る料金がそれぞれ発生するものとします。

### 第 14 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合若しくはその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。

2 前項に定める事項のほか、「モバイルアクセス」は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

### 第 15 条（機能の制限）

契約者は、第 7 条（利用条件）において指定する端末設備以外の通信手段を用いた「モバイルアクセス」の利用行ってはならないものとします。

2 「モバイルアクセス」においては、「モバイルアクセス」の品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

### 附則

平成 28 年 11 月 30 日施行

この契約約款は、平成 28 年 11 月 30 日から実施します。

平成 29 年 10 月 2 日変更

1 この契約約款は、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

2 平成 29 年 10 月 1 日以前の契約約款に基づき成立したモバイル接続契約は、モバイルアクセス契約として有効に存続するものとします。

第 1 条（定義）

「データストレージ」とは、契約者が IIJ IoT サービスを通して収集したデータを保存するためのストレージ領域を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

第 2 条（最低利用期間）

「データストレージ」に係る IIJ IoT 契約(以下「データストレージ契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 3 条（利用資格）

「データストレージ」を利用するには、「IIJ IoT サービス」の契約者である必要があります。

第 4 条（解除の効力が生ずる日）

データストレージ契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 データストレージ契約に係る IIJ IoT サービス契約が解除された場合には、当該データストレージ契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

第 5 条（料金）

契約者が、「データストレージ」の利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、当社が契約者に別途示す金額又は「データストレージ」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「データストレージ」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 6 条（保証の限定）

「データストレージ」は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 「データストレージ」が常に可用であること
- (2) 「データストレージ」により保存されたデータが消滅、毀損、破損しないこと及び復元可能であること

附則

平成 28 年 11 月 30 日施行

この契約約款は、平成 28 年 11 月 30 日から実施します。



#### 第 1 条（定義）

「プライベートコネクタ」とは、「IIJ IoT サービス」と当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ プライベートバックボーンサービス」と接続するための機能を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

#### 第 2 条（最低利用期間）

「プライベートコネクタ」に係る IIJ IoT 契約(以下「プライベートコネクタ契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

#### 第 3 条（利用資格）

「プライベートコネクタ」を利用するには、「IIJ IoT サービス」及び「IIJ プライベートバックボーンサービス」の契約者である必要があります。

#### 第 4 条（利用条件）

契約者は「プライベートコネクタ」を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 運用ポリシーの決定
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、「プライベートコネクタ」を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

#### 第 5 条（解除の効力が生ずる日）

プライベートコネクタ契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 プライベートコネクタ契約に係る「IIJ IoT サービス」又は「IIJ プライベートバックボーンサービス」が解除された場合には、当該プライベートコネクタ契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

#### 第 6 条（料金）

契約者が、「プライベートコネクタ」の利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、当社が契約者に別途示す金額又は「プライベートコネクタ」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「プライベートコネクタ」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第 7 条（保証の限定）

「プライベートコネクタ」は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に可用であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

附則

平成 29 年 10 月 2 日施行

この契約約款は、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

#### 第1条（定義）

「プライベートモバイルゲートウェイ」とは、契約者が専有状態で「モバイルアクセス」、当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ モバイルサービス/タイプ I」（ネットワークタイプを閉域接続とするものに限ります。）又は「IIJ モバイルサービス/タイプ K」を利用するための機能を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

#### 第2条（最低利用期間）

「プライベートモバイルゲートウェイ」に係る IIJ IoT 契約(以下「プライベートモバイルゲートウェイ契約」といいます。)における最低利用期間はありまません。

#### 第3条（利用資格）

「プライベートモバイルゲートウェイ」を利用するには、「IIJ IoT サービス」、「モバイルアクセス」、当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ モバイルサービス/タイプ I」（ネットワークタイプを閉域接続とするものに限ります。）又は「IIJ モバイルサービス/タイプ K」及び当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ プライベートバックボーンサービス」の契約者である必要があります。

#### 第4条（利用条件）

契約者は「プライベートモバイルゲートウェイ」を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 運用ポリシーの決定
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、「プライベートモバイルゲートウェイ」を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

#### 第5条（解除の効力が生ずる日）

プライベートモバイルゲートウェイ契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 プライベートモバイルゲートウェイ契約に係る「IIJ IoT サービス」、「モバイルアクセス」、「IIJ モバイルサービス/タイプ I」、「IIJ モバイルサービス/タイプ K」又は「IIJ プライベートバックボーンサービス」のいずれかが解除された場合には、当該プライベートモバイルゲートウェイ契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

#### 第6条（料金）

契約者が、「プライベートモバイルゲートウェイ」の利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、当

社が契約者に別途示す金額又は「プライベートモバイルゲートウェイ」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「プライベートモバイルゲートウェイ」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第7条（保証の限定）

「プライベートモバイルゲートウェイ」は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に可用であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

#### 附則

平成 29 年 10 月 2 日施行

この契約約款は、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

平成 29 年 10 月 30 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 30 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

令和 3 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

令和 5 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 11 月 1 日から実施します。

## 個別規程 WISE-PaaS コネクタ

令和2年9月23日現在

### 第1条（定義）

「WISE-PaaS コネクタ」とは、WISE-PaaS と契約者のネットワーク間の閉域網を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

### 第2条（最低利用期間）

「WISE-PaaS コネクタ」に係る IIJ IoT 契約(以下「WISE-PaaS コネクタ契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

### 第2条（利用資格）

「WISE-PaaS コネクタ」を利用するには、次の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) 「IIJ IoT サービス」、「プライベートコネクタ」及び当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ プライベートバックボーンサービス」の契約者であること
- (2) WISE-PaaS の利用者であること

### 第4条（利用条件）

契約者は、「WISE-PaaS コネクタ」を利用するにあたり、「WISE-PaaS コネクタ」の利用に必要な WISE-PaaS の情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、WISE-PaaS コネクタを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

3 WISE-PaaS に関する質問その他のサポートは、契約者と Advantech との間で直接行われるものであり、当社が当該サポートを行うことはできません。

### 第5条（解除の効力が生ずる日）

WISE-PaaS コネクタ契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 WISE-PaaS コネクタ契約に係る「IIJ IoT サービス」、「プライベートコネクタ」又は「IIJ プライベートバックボーンサービス」のいずれかが解除された場合には、当該 WISE-PaaS コネクタ契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

### 第6条（料金）

契約者が、「WISE-PaaS コネクタ」の利用に関して支払うべき料金の額は、当社が契約者に別途示す金額又は

「WISE-PaaS コネクタ」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「WISE-PaaS コネクタ」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第7条（保証の限定）

「WISE-PaaS コネクタ」は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に可用であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

#### 附則

令和2年9月23日施行

この契約約款は、令和2年9月23日から実施します。

## 個別規程 VPN ゲートウェイ

令和 5 年 7 月 1 日現在

### 第 1 条（定義）

「VPN ゲートウェイ」とは、契約者がインターネット VPN（仮想閉域網）で IIJ IoT サービスへ接続するためのゲートウェイ機能を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

### 第 2 条（最低利用期間）

「VPN ゲートウェイ」に係る IIJ IoT 契約(以下「VPN ゲートウェイ契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

### 第 3 条（利用資格）

「VPN ゲートウェイ」を利用するには、「IIJ IoT サービス」及び当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する「IIJ プライベートバックボーンサービス」の契約者である必要があります。

### 第 4 条（利用条件）

契約者は「VPN ゲートウェイ」を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 運用ポリシーの決定
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、「VPN ゲートウェイ」を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

### 第 5 条（解除の効力が生ずる日）

VPN ゲートウェイ契約において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 VPN ゲートウェイ契約に係る「IIJ IoT サービス」又は「IIJ プライベートバックボーンサービス」のいずれかが解除された場合には、当該 VPN ゲートウェイ契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

### 第 6 条（料金）

契約者が、「VPN ゲートウェイ」の利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、当社が契約者に別途示す金額又は「VPN ゲートウェイ」の申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は「VPN ゲートウェイ」の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

### 第 7 条（保証の限定）

「VPN ゲートウェイ」は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に可用であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

附則

令和5年7月1日施行

この契約約款は、令和5年7月1日から実施します。



